

## 6. 関係団体がとるべき措置

関係団体は、次の措置をとるように努めるものとする。

- (1) 加入企業及び消費事業者に対し、高圧ガス容器の適正な取り扱いについて周知・啓発を行う。

### □説明

- ・加入企業及び消費事業者に対し、高圧ガス容器の適正な取り扱いについて周知・啓発を行う。

関係団体は、本ガイドライン第4供給事業者が取るべき措置(8)項、(9)項及び第5消費事業者が取るべき措置(5)項に定められている情報を提供するため、最新の法改正や通達、事故事例その他の保安情報を収集、整理し、必要に応じて『保安に関する情報』として提供すると共に本ガイドラインの普及促進に努める。

- (2) 加入企業及び消費事業者に対し、放置容器を発見者が速やかに関係機関に通報できる連絡体制の整備について周知・啓発を行う。

### □説明

- ・放置容器を発見者が速やかに関係機関に通報できる連絡体制の整備について周知・啓発を行う。

関係団体は、本ガイドライン第4供給事業者が取るべき措置(3)項、及び第5消費事業者が取るべき措置(13)項に定められている容器の廃却方法並びに大阪府内で発生する放置容器・不明容器の通報体制を整備確立させ、広く周知・啓発を行うものとする。

- (3) 放置容器に関して、近畿高圧ガス容器管理委員会と緊密な連携をとり、適正に措置する。

### □説明

- ・放置容器に関して、近畿高圧ガス容器管理委員会と緊密な連携をとり、適正に措置する。

関係団体は、大阪府内で発生した放置容器に関して、近畿高圧ガス容器管理委員会と緊密に相互連絡を取りあい、対象容器の早期回収、ガス種別に応じた適正処理を図ることにより、放置容器に関する事故の発生防止に努める。

【\*参考資料： 大阪高圧ガス容器管理センター案内書】

(4) 保安に関する最新情報を入手し、加入企業及び消費事業者に対し情報提供を行う。

□説明

- ・ 保安に関する最新情報を入手し、加入企業及び消費事業者に対し情報提供を行う。  
関係団体は、本ガイドライン第4 供給事業者が取るべき措置(8)項、(9)項及び第5 消費事業者が取るべき措置(5)項に定められている情報を提供するため、最新の法改正や通達、事件事例その他の保安情報を収集、整理し、必要に応じて『保安に関する情報』として提供する。